

嘉手納基地における米軍機の騒音激化に嚴重に抗議する意見書

嘉手納町は住民居住地が嘉手納基地に極めて近接していることから、航空機から発生する騒音・排気ガスの悪臭被害等は生活環境に多大な影響を及ぼしており、住民は長年にわたり過重な負担を強いられている。

とりわけ騒音被害は甚大で、常駐機・巡回配備機・外来機が入り混じり轟音を立てながら断続的に離発着、急上昇・急旋回訓練を繰り返し、またヘリコプターが住民居住地上空を飛行する様子も度々確認されている。パパーループ地区においては昼夜を問わずエンジン調整や訓練を行い、周辺住民の安眠をも妨げる騒音被害が常態化するなど、米軍の傍若無人な基地運用は受忍限度をはるかに超えており、我慢に我慢を重ねてきた町民の怒りは頂点に達しつつある。

F-15戦闘機の段階的退役に伴う巡回配備以降、町全域において騒音が大幅に増加したことを踏まえ、本町議会は昨年2月、7月及び11月にも臨時会を開催し、米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議を全会一致で可決し、日米両政府及び関係機関に対して騒音軽減に向け早急に取り組むよう強く求めたが、その後も一向に改善されない現状に強い憤りを禁じ得ない。

本町へ寄せられる基地被害を訴える苦情の多くは航空機騒音に関する内容で、「今朝の爆音は本当に酷い。気が狂いそう」、「航空機の爆音がものすごくうるさい。病気で寝ているところを起こされた」、「連日連夜、エンジン調整音が鳴り響いており、精神的に不安定になりそう」など厳しい内容の苦情が日々寄せられている。

日米両政府においては、平成22年に日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地における負担軽減に基づき、町民が実感できる有効な対策を早急に講じることを改めて強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び健康で平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地における米軍機の受忍限度を超える騒音激化に嚴重抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要望する。

記

- 1 「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」を厳守すること。
- 2 住民居住地に激しい騒音被害を及ぼす急上昇・急旋回訓練を行わないこと。
- 3 嘉手納基地への外来機の飛来を禁止すること。
- 4 パパーループの使用を即刻停止し、今後一切の使用を禁止すること。
- 5 嘉手納飛行場からの訓練移転期間及び参加規模をより一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月5日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官(沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

嘉手納基地における米軍機の騒音激化に厳重に抗議する決議

嘉手納町は住民居住地が嘉手納基地に極めて近接していることから、航空機から発生する騒音・排気ガスの悪臭被害等は生活環境に多大な影響を及ぼしており、住民は長年にわたり過重な負担を強いられている。

とりわけ騒音被害は甚大で、常駐機・巡回配備機・外来機が入り混じり轟音を立てながら断続的に離発着、急上昇・急旋回訓練を繰り返し、またヘリコプターが住民居住地上空を飛行する様子も度々確認されている。パパーループ地区においては昼夜を問わずエンジン調整や訓練を行い、周辺住民の安眠をも妨げる騒音被害が常態化するなど、米軍の傍若無人な基地運用は受忍限度をはるかに超えており、我慢に我慢を重ねてきた町民の怒りは頂点に達しつつある。

F-15戦闘機の段階的退役に伴う巡回配備以降、町全域において騒音が大幅に増加したことを踏まえ、本町議会は昨年2月、7月及び11月にも臨時会を開催し、米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議を全会一致で可決し、日米両政府及び関係機関に対して騒音軽減に向け早急に取り組むよう強く求めたが、その後も一向に改善されない現状に強い憤りを禁じ得ない。

本町へ寄せられる基地被害を訴える苦情の多くは航空機騒音に関する内容で、「今朝の爆音は本当に酷い。気が狂いそう」、「航空機の爆音がものすごくうるさい。病気で寝ているところを起こされた」、「連日連夜、エンジン調整音が鳴り響いており、精神的に不安定になりそう」など厳しい内容の苦情が日々寄せられている。

日米両政府においては、平成22年に日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地における負担軽減に基づき、町民が実感できる有効な対策を早急に講じることを改めて強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び健康で平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地における米軍機の受忍限度を超える騒音激化に厳重抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要望する。

記

- 1 「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」を厳守すること。
- 2 住民居住地に激しい騒音被害を及ぼす急上昇・急旋回訓練を行わないこと。
- 3 嘉手納基地への外来機の飛来を禁止すること。
- 4 パパーループの使用を即刻停止し、今後一切の使用を禁止すること。
- 5 嘉手納飛行場からの訓練移転期間及び参加規模をより一層拡充すること。

以上、決議する。

令和6年3月5日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長